

# 【特定事業者】株式会社リクルートホールディングス 株式会社リクルート

※リクルートホールディングスは平成30年3月31日まで就職・転職、住宅、旅行、飲食等に関する情報の提供等の事業を営んでおり、平成30年4月1日から、リクルートが同事業を承継



本件原稿作成事業者との間で、原稿作成業務（ウェブサイト、雑誌等に掲載する記事、写真、イラスト等の作成）の委託料について本体価格で定め、消費税額分を上乗せした額で支払

## ※違反行為※

リクルートホールディングス… 平成26年4月1日以後の原稿作成業務の委託料について、消費税相当分（8%）又は平成26年4月1日の消費税率引上げ分の全部（3%）若しくは一部（3%未満）に相当する額を減じて支払った。

リクルート… 平成30年4月1日以後の原稿作成業務の委託料について、消費税相当分（8%）又は平成26年4月1日の消費税率引上げ分の一部（3%未満）に相当する額を減じて支払った。

### 【例】

本来の委託料

実際の支払（例）

税 800円	減額 800円	減額 300円 税500円	減額 200円 税600円	
本体価格 10,000円 (税別)	本体価格 10,000円 (税別)	本体価格 10,000円 (税別)	本体価格 10,000円 (税別)	消費税率5% → 消費税率8%
↑ 対価は10,800円	Case 1 10,000円の支払 (8%)	Case 2 10,500円の支払 (3%)	Case 3 10,600円の支払 (3%未満)	

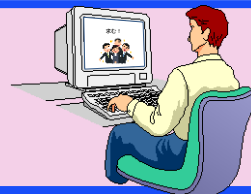


## ※勧告の内容※

- 消費税相当分又は平成26年4月1日の消費税率引上げ分の全部若しくは一部に相当する額を減じて支払った原稿作成業務の委託料について、速やかに減じた額を本件原稿作成事業者に支うこと
- 消費税転嫁対策特別措置法の研修を行うなど社内体制の整備を行うこと など

消費税転嫁対策特別措置法では、商品又は役務の対価の額を減じることにより消費税の転嫁を拒む行為を「減額」として禁止しています。

【特定供給事業者】  
本件原稿作成事業者  
(約1,500名)



消費税転嫁されてイルカ  
ルカちゃん

